

平成27年第3回関川村議会定例会会議録（第1号）

○議事日程

平成27年6月11日（木曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 委員長報告
- 第 6 報告第 4号 株式会社パワープラント関川の経営状況報告について
- 第 7 報告第 5号 公益財団法人関川村自然環境管理公社の経営状況報告について
- 第 8 議案第47号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第48号 関川村工業センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 第10 議案第49号 平成27年度関川村一般会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第50号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第51号 平成27年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第52号 平成27年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第53号 平成27年度関川村有温泉特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第54号 財産の取得について
- 第16 議案第55号 財産の取得について
- 第17 発議案第1号 関川村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 委員長報告
- 第 6 報告第 4号 株式会社パワープラント関川の経営状況報告について
- 第 7 報告第 5号 公益財団法人関川村自然環境管理公社の経営状況報告について
- 第 8 議案第47号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第48号 関川村工業センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 第10 議案第49号 平成27年度関川村一般会計補正予算（第2号）

- 第11 議案第50号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
 第12 議案第51号 平成27年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
 第13 議案第52号 平成27年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 第14 議案第53号 平成27年度関川村有温泉特別会計補正予算（第1号）
 第15 議案第54号 財産の取得について
 第16 議案第55号 財産の取得について
 第17 発議案第1号 関川村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
-

○出席議員（10名）

1番	高橋八男君	2番	佐藤友之君
3番	菅原修君	4番	平田広君
6番	伝信男君	7番	平田ゆかり君
9番	渡辺秀雄君	10番	津野庄衛君
11番	近良平君	12番	渡辺健作君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村長	平田大六君
副村長	佐藤忠良君
教育長	佐藤修一君
総務課長	伊藤保史君
税務会計課長	井上広栄君
住民福祉課長	中束正子君
農林観光課長	伊藤隆君
建設課長	高橋賢吉君
教育課長	稲家誠君
総務課班長	加藤善彦君

○事務局職員出席者

事務局長	佐藤充代
主査	小池由美子

午前10時00分 開 会

○議長（高橋八男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年第3回
関川村議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事進行によろしくご協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（高橋八男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番、近 良平さん、12番、渡
辺健作さんを指名いたします。

日程第2、会期の決定

○議長（高橋八男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

最初に、議会運営委員長から本定例会の会期日程（案）及び議案の取り扱いについて報告をお願
いいたします。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（伝 信男君） おはようございます。

本定例会の会期の日程及び議案の取り扱い等について申し上げます。

去る6月3日、平成27年第3回定例会の運営について、役場第2会議室において、議員及び議
長、議会事務局職員出席のもと、議会運営委員会を開催しました。その協議の結果について報告
いたします。

最初に、会期については本日6月11日から17日までの7日間とし、審議日程についてはお手元
に配付の日程表（案）のとおりであります。

まず、本日の会議では、会期の決定後、諸般の報告、一般質問、委員長報告を行います。その
後、各議案の上程を行います。

12日は、各委員会を開催し、付託議案の審査を行います。なお、関川村議会の議員の定数を定
める条例の一部を改正する条例については、議員定数条例審査特別委員会を設置し、審議を行
います。

15日及び16日は、議案調整及び各委員長の事務調整日として休会とします。

17日は、午後1時30分から議員定数条例審査特別委員会を開催します。午後3時から本会議を

開催し、各委員長から委員会審査の報告を受けた後、採決を行います。なお、追加議案が上程された場合は、当日審議とし、即決とします。

次に、議案等の取り扱いについて申し上げます。

報告案件2件については、提案理由の説明を求め、質疑の後、報告を終わります。

議案第47号は、条例の一部改正案件です。提案理由の説明を求め、質疑の後、所管の常任委員会へ付託します。

議案第48号は、条例の廃止案件です。提案理由の説明を求め、質疑の後、所管の常任委員会へ付託します。

議案第49号から議案第53号までは、補正予算案件です。一括上程し、提案理由の説明を求め、質疑の後、所管の常任委員会へ付託します。

議案第54号及び第55号は、財産の取得案件です。提案理由の説明を求め、質疑の後、討論、採決を行い、即決とします。

発議案第1号は、関川村議会の議員の定数を定める条例の一部改正案件です。提出者の趣旨説明を求め、質疑の後、9人で構成する議員定数条例審査特別委員会を設置し、これに付託します。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問の通告は5月26日正午で締め切り、2名の方が本定例会において質問を行います。

次に、請願・陳情につきましては、閉会前までに受理されたものは本定例会中の所轄の常任委員会において審査をお願いします。

最後に、議員派遣につきましては、本定例会後に派遣が必要なものは最終日に議長提案とします。

以上、報告を終わります。

○議長（高橋八男君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月17日までの7日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から6月17日までの7日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告

○議長（高橋八男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により、定例監査の結果報告書及び同法第235条の2第3項の規定により、平成27年4月分の例月出納検査の結果報告書が提出されております。議員控室に保管してありますのでごらんください。

本定例会までに受理した請願は、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

第2回臨時会後、議員派遣の必要があるものにつきまして、議長決定により議員派遣を行いましたので、お手元に配付のとおり報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

村長から、定例会招集挨拶について申し出がありました。これを許可します。村長。

○村長（平田大六君） おはようございます。

本日、平成27年第3回村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変ご多用のところ、ご出席をいただきありがとうございました。

本定例会に提案いたします議案は、村が出資しております法人の経営状況報告2件、条例の改正等廃止案件2件、補正予算案件5件、財産の取得についての案件2件、以上11件であります。

追って上程されました際に、詳細にご説明申し上げますので、慎重にご審議の上、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、招集のご挨拶といたします。

○議長（高橋八男君） 以上で、村長の定例会招集挨拶を終わります。

日程第4、一般質問

○議長（高橋八男君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は2名であります。発言を許します。

初めに6番、伝 信男さん。

○6番（伝 信男君） おはようございます。

また、バイオマス発電建設事業のことについて質問させていただきます。

今までも4回ほどこの件に関して質問しました。そんな中であきれ返っている人もいますと思えますけれども、今回は先日行われましたバイオマス発電事業建設計画の村民説明会、そのことについてお聞きしたいと思います。

以前から幾度となく村民から要望があったにもかかわらず、5月13日、ようやく開催されたバイオマス事業村民説明会、計画から3年も経過しているのに、村民の中にはこの事業への関心が薄れている人も出てきているので、参加者が少ないのではないかと心配しておりましたが、200人近い参加者で、この事業に対する村民の思いを感じました。また、参加者のほとんどがこの事業に疑問を持っているか、心配している人のように思われました。

説明の内容については難しい説明で時間ばかりかけ、参加者には理解されなかったように思います。また、参加者から質問に対する答弁も理解されるような内容の答弁ではなかったと思います。そこで、今回バイオマス発電事業村民説明会について、次の質問をさせていただきます。

木質バイオマス発電事業村民説明会がなぜ今だったのか。また、説明会を開催し、どのように感じたのか、村長の意見を聞きたいと思います。

それから、参加者から出された意見や要望をいかに捉え、今後木質バイオマス発電事業を進めていくのか。

3番、今回の説明会は、参加者からの意見を聞く時間が短かったので、再度開催してほしいという要望が多くありましたが、次回開催を考えているのか。開催するのであれば、いつごろの予定か。

この3点について村長の考えをお聞きします。

○議長（高橋八男君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいま、伝 信男議員にご質問いただきましたバイオマス発電事業につきまして、お答えをいたします。

まず、伝議員からは3月の定例議会でもこれに関連した質問をいただいております。その時点で最新の情報に基づきまして、誠意を持ってお答えしたつもりであります。

この間、5月13日には、住民説明会に先立ちまして、その日、午後に議員の皆様方に関係者で詳細にご説明し、また、多くのご質問にお答えしたところでもあります。議員からも出席した関係者に対し、いろいろご質問いただき、ご理解いただいたものと思っております。

今回のご質問は、その住民説明会についてであります。

まず、第1点目の村民説明会がなぜ今だったのか。そして、どのように感じたかというご質問にお答えをいたします。

これにつきましては、伝議員からは以前にも何回か早く開催すべきであるというご意見をいただいております。その都度お答えしてまいりましたように、事業の内容が次々に変わりまして、村民の皆様నికిきちんと説明できない状況でありましたが、ようやく今回説明できる状況になったものであります。議会の皆様方には、一般質問でのご答弁や行政報告などで、これまで20回近い説明の機会をいただき感謝いたしております。

この事業は、当初、村が主体となってガス化エンジンによります機械システムで行うことにいたし、資金確保に動きまして。そして、専門家のご意見をお聞きしてまいりました。しかしながら、予定した効率のよいエンジンが確保できないことがわかりまして、新たにスターリングエンジンの導入の提案があったものであります。

伝統的に開発の古いスターリングエンジンではありますが、この規模の大きなシステムでの稼働

の実績は乏しく、村のリスクが大きいことが予想されますことから、村が主体になってこの事業に取り組むことを断念いたしましたのであります。

その後、相手から資金もアメリカ側で確保いたし、村のリスクがない形で進出したいという全く違った内容での提案がありました。村はそれを受け入れて、現在の動きになっているものであります。アメリカ側では、関川村での事業を成功させ、それを機といたしまして全国各地に展開していくというもくろみがあるものと思われまます。外国のファンドも、ファンドとは資金であります、外国の資金もそれを期待してのかかわり合いと考えられるものであります。

いよいよ事業の目途もついてまいりましたので、事業内容についてどのようなご質問にも答えられるように、関係しております全ての責任者に出席していただきまして説明会に臨むことにいたしましたものであります。それが5月15日に開催した説明会であります。

その日は、先ほども申し上げましたように、午前中に執行部への報告等意見交換、午後には議員の皆様への説明とご質疑、そして夜に村民説明会となったわけであります。3月の定例議会の伝議員の一般質問に、私は、資金調達の協議が調べ、契約という段階になりますけれども、その前に村議会を初めとして村民の皆様への説明会を開催したいと考えております、ということをお申し上げておりました。関川村として契約に名を連ねることはないものではありますけれども、そのように進めたつもりであります。

また、説明会で村長はどのように感じたかというご質問でございます。

この事業につきまして、心配されるお声もたくさんあったと受けとめております。また一方では、この事業に激励をくださった方もあったと承っております、全員の皆様方が反対であったというふうには私は考えておりません。

説明会は夜18時半、6時半に開会いたしまして、進行係からはおおむね9時ごろには終わりたいと申し上げておりましたけれども、ご質問の時間が8時ごろから始まりまして、9時40分ごろまで約1時間半以上かかったものであります。以上が第1点のご質問でございます。

2点目のご質問であります、村民説明会で出されたご意見やご要望をいかに捉え、事業を進めていくかというご質問でございます。

説明会に出されたご質問の内容は、大別すると次のとおりだと思っております。まず、第1番に、スターリングエンジンなど導入されるとするシステムの信用性について。2つ目、燃料となります木材の確保について。3番目、資金の確保について。4番目、村のリスクについてなどでありました。

この事業の進め方についてのご質問もいただいておりますけれども、それは事業の導入内容とは別のものでありまして、今回はこのような方法で進めてまいりましたものであります。住民説明会の内容のあらましは、先般発行させていただきました6月の広報せきかわでも掲載させていただき、村

民の皆様にもお知らせいたしました。今後も広報誌などの掲載やあらゆる機会を通じまして、丁寧にご説明してご理解をいただきたいと考えております。

次に、3点目のご質問であります。次回の住民説明会についてであります。

関係者からの連絡によりますと、来月7月下旬にはスターリングエンジン社のクナウアー社長が5回目の来日の見通しであります。既に概要の設計に着手していると承っております、それらの進展状況やファイナンサー、投資家ではありますが、ファイナンサーも来日の申し込みなどで詰め状況などを報告してくると思われまます。それらの状況を踏まえまして、事業内容を理解していただくために、村民の皆様方に説明会を開催したいと思っております。

開催の時期についてのご質問でございますけれども、いろいろな会議の行事や、あるいは村議会の議員選挙などたくさんの予定がありますので、出席する関係者の予定なども踏まえまして調整しながら期日を定めたいと考えております。したがって、今いつというようなはっきりした日程は申し上げられない状況でございます。

以上が、ご質問にお答えするものでございますけれども、補足の説明をさせていただきます。

少子高齢化が一層進みまして関川村の人口も急速に減少している中で、それに対する政策を進めることは、村政を預かる村長といたしましての責務であります。

雇用の機会の確保、結婚対策、子育て支援、高齢者対策、魅力ある地域づくりなど、若い皆さんが関川村に定着してもらえるようにするため、積極的な施策を推進しなければなりません。この事業もその一環としての位置づけと考えております。また、村が取り組む木質バイオマス発電事業の将来性に期待いたしまして、県内から資金の一部を支援したいという方があります。また、スターリングエンジン社のクナウアー社長とも先般来日の際に、その懇談も実施されたと承っております。また、株式会社パワープラント関川に出資させてもらえないかというようなご質問もいただいております。また、できるだけ早く2,000万円への増資を進めてまいり、関川村の出資割合を30%以下にしたいと考えております。出資割合が下がると、利益の配当はそれだけ少なくなりますけれども、リスクも同時に低下すると考えておりました、いずれの時期に村内で出資を希望される方があれば、それにも積極的に応えていきたいと考えております。

一方、国では2,000キロワット級の小規模な木質バイオマス発電設備の建設を促しております、本年4月から買い取り単価も小規模に限って大幅に値上げされております。その狙いは、バイオマス発電事業は農山村地域、過疎地域などの活性化に大きく貢献するとともに、地域の電力源として有効だという見方がございます。国や県でも関川村の取り組みについては注目しているようでありまして、また林業に関心のあるほかの自治体も注目いたしております。今、関川村のこの事業が、全国の優良モデル事業として早期に事業化が実現できるように努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解をくださいますようお願いいたします。

終わらせていただきます。

○議長（高橋八男君） 伝さん。

○6番（伝 信男君） 今、村長から詳しいお話を聞かせてもらいましたけれども、その中で私の1番目の質問に対しての村長の答えですけれども、もう今までずっとやってこなかったのはいろいろ変化があったからということで、とすると、今回この前の説明会で今後のスケジュール見込みということで9月に設計、発注、12月には発電所の敷地造成、そして来年3月に発電所建設工事開始、29年4月から運転開始ということで、村民説明会でも今後のスケジュールの説明があったんですけれども、それでじゃあ完全にもうこのまま走らんと、そういうことで受けとってよろしいですか。

○議長（高橋八男君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいま伝議員のご質問の日程的なものでありますけれども、それは先般申し上げた時点での現在までの予定であります。その後、情勢が変わり得る可能性もこれは考えられるわけでありまして、現在はそのような目途で進めようと考えておるところであります。

○議長（高橋八男君） 伝さん。

○6番（伝 信男君） 今までも建設の予定をいろいろ、何回か予定立ててあれしたけれども、もうそれ全部変更になっているわけですね。そんな形で村民説明会に決断を下したというのは、やはりこれを我々とすれば一番最終段階の予定でないかなという受け取り方をさせてもらいたいんですけれども、また今後大幅に変わるようなこともある可能性も考えられるんですか。

○議長（高橋八男君） 村長。

○村長（平田大六君） 極端に大幅に変わるという可能性は考えられませんが、1カ月単位とか、そういうところで変わる可能性はまだあると私は考えております。

○議長（高橋八男君） 伝さん。

○6番（伝 信男君） 新潟の建設新聞、これを見てあちこちから問い合わせがあったんですけれども、来年3月着工へ、9月に設計発注、木質バイオマス発電、関川村と書いてあります。こういうことで1回報道機関も関川村はもう決まったんだと、そういう形で報道されていますので、もう予定が余りにもころころ変わるのであれば、今までと同じような形でまたいく可能性もありますので、できればこのまま村長頑張って、やるのであればこのままの予定でやっていただきたい。村長、頑張ってほしいと思います。これで1つ目は終わりますけれども。

2つ目、村民からいろいろな意見が出されました。そんな中で機械の性能の検証はしたのかと、そういうことで質問があったら、その検証につきましてはアメリカの会社だから契約しない限りその情報が入ってこないんだと、公表できないんだと、そういう返事だと思います。ところが、私たちもその後いろいろ説明会を聞いて、今まで木質バイオマス発電建設、この事業に余り無関心な人も興味を持ってきて、じゃあということで1回集まってくれということで私も頼まれて行ってきた

んですけれども、結構そんな中で機械の性能、それから木材の調達に関してはもう村が責任を持ってやるという話なので、それはまだ今は質問しませんけれども、機械の性能についていろいろ集まった人たちの中で議論されました。

じゃあとということで、いろいろ調べた結果、茨城県のつくばにアドミエクスコというスターリングエンジンを専門に製造、それから研究している人があるんです。大学を卒業した頭のいい人ばかりだと思いますけれども。そこへちょっと社長、お邪魔しますからということで、先日4人でお邪魔してきました。それで、今、関川村が取り入れようとしているスターリングエンジン、1機1,000キロの発電機を回すスターリングエンジン、それが2機と。それがどの程度の大きさかといったら、説明会のときは公民館にある黒板くらいの大きさで1,000キロの発電機を回しますと、それだけの性能のいいスターリングエンジンということであつたんですけれども、それでその会社へお邪魔して、そういう機械を取り入れようとしているんだけど、今のスターリングエンジンの日本のあれはどうなってるんだと聞いたら、そんなのは考えられない。今、日本で開発しているの一番大きいのが、この会社で開発したのが何とか小さくしてやるということで10キロ程度のエンジンを開発して、今これは商品化して販売しています。この大きさが黒板1枚くらいは十分考えられる、これで10キロです。それで日本でスターリングエンジン協会というのがあるんですけども、全世界でやっぱりそういう情報が、全世界のスターリングエンジンを研究している人の情報が逐次入ってくる場所らしいんです。それで聞いたら、その社長、今のハイパーバリックスチームスターリングエンジン社の社長の名前もない、それからそういう会社も全然上がってこない。今のスターリングエンジン、全世界の研究している情報誌みたいなのがあるんですけども、論文を書いたものが、そういうのも全然そこに載っていない。

それから、もう一つは、みんなアメリカの会社だから性能は契約しなければ教えてくれないと、そういう話だったんですけども、ところが反対らしいですね。今一生懸命研究しているんだから、自分がいい機械を開発したら即もう全世界に公表する、そういうことで今バイオマス、スターリングエンジン協会は走っているらしいんです。そんな中で、今関川村がやろうとしているスターリングエンジン、それで名前もちょっと腑に落ちない部分があるんです。ハイパーバリックスチームスターリングエンジン、スターリングエンジンというのは熱を利用して、シリンダーの中に入っている気体を膨張、収縮させてやるんですけども、ここで今やっているのは超高压スチームですね。それでやれば、かえってスターリングエンジンを使うより、普通の蒸気タービンを回したほうが効率がいいと、そういう話もお聞きしてきました。何で1,000キロ、そんな夢のような機械が関川村でできるのかと、この業界の人も多分我々訪問して話したので注目していると思います。

検証なしでそういう極端に違うような機械を信用してやるというのは、ちょっとどこかおかしいんじゃないかなと思います。それで、スターリングエンジンだけで発電するのであれば余計な金を

使って、蒸気を起こして高圧ボイラーなんかも必要ないし、ただ温度だけで十分だと思います。そうすれば建設費もかなり安く済むだろうと。今、この人たちがアフリカのどこだったか、頼まれてやっているらしい。それはもう太陽熱を利用して発電する装置、それはもう莫大な土地が必要らしいです。だって、10キロの発電機を2,000キロ起こすのも、何百と並べなければならない。そういう土地が必要なんだと。それでスターリングエンジン、今の時点では大きければ大きいほど効率が悪い。そういう話をお聞きしてきました。

それで、こういう全然どういうものかというのを調べないで、ただ一概に向こうから言われたのを信用してやるのも結構ですけども、やっぱりある程度村としてそういう知識を身につけておいたほうがいいんじゃないかなと思うんです。やはり機械の構造も、スターリングエンジン、これからパワープラント関川が運営にかかわっていくのであれば、運転を全部しなければならないし、それでこの前私がアメリカの社長に質問したとき、メンテはどうするんだと、いや簡単だから採用した従業員に教えますと、そんな簡単な機械なんていうのは考えられないですね。そういうことをもうちょっと検証についてもしっかりやっていただきたいなと思いますけれども、村長いかがお考えですか。

○議長（高橋八男君） 村長。

○村長（平田大六君） スターリングエンジンにつきまして、精力的に伝議員が研究をされておられますことに、まずもってお礼を申し上げます。機械の信憑性について、それを検証しないのかというようなご意見でありますけれども、これが以前のガス化エンジンの際には、村が主体となってやるということで、私どももその機械のことについて専門家をお願いして検証したのであります。しかし、今回はスターリングエンジン会社がそれを持ってきてやるということで、私どもも本格的な検証はしなくてもよいという考え方を、この間住民の説明会のときに申したわけであります。

また、スターリングエンジンにつきましては、今伝議員がお話しされました普及協会、これが今世紀になってから、しかも2006年ごろから初めて日本でこのエンジンを普及させようということで立ち上げた協会だと承っております。それには学者や、あるいは専門家などが構成されておまして、まだまだ生まれて10年にもならない普及協会であります。それらの資料を見ますと、今のお話のような小さなエンジンも実用化されているというようなことは、私も承知いたしております。

今回の機械は、高圧ボイラーを使うということでありまして、水蒸気がどれだけの圧力を期待しているかといいますと、4メガパスカル、パスカルというのはこれはミリバールの単位でありますけれども、私どもの常識的な気圧で換算いたしますと四、五十キロの圧力になります。普通機関車のSLの蒸気圧力はそんなに高くない。その3～4分の1ぐらいの圧力でないかと私は考えておりますけれども、40気圧、4メガパスカル、そのぐらいになりますと水蒸気も気体と液体、あるいは固体等の区別がない、いわゆる臨界状況になりまして今のSLとか、そういうものとの熱の効率

がかなり違ってくるのでないかなと、私は拝察いたしているところでありますので、今、日本にありますいわゆるSLの機関車とか蒸気タービンとは違う動き方をするエンジンと、私は理解いたしております。

また、そのようなことでありますので、今伝議員が話されましたことも踏まえまして、エンジン会社には私どもも誠意を持って当たりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋八男君） 伝さん。

○6番（伝 信男君） 機械については、あと多分これ以上質問しても、村長、答弁のしようないと思いますので、機械の性能についてはやめますけれども、あと資金調達なんですけれども、これもまだ村民から大分大きい声で言われておりますけれども、資金調達、これもさっきの村長の話だと完全にもう大丈夫なんだと、それで7月下旬にはファンド、資金を出してくれる会社もこっちへ来て、その時点での権利がどうなるか、まだ想像もつきませんけれども、そういう話で大分前向きに進んでいるような状態なんですけれども、建設そのものは心配がない、とりあえずどんな機械であろうと、誰が金を出そうとどこかでやってくれるんですけれども、その後引き継ぐ、もう数十年間これを引き継いで、村が多分運営していくような形になると思います。第三セクターで今、パワープラント関川への投資家ありましたけれども、やっぱり村がかかわっているからみんな投資家もいるし、それから材料の調達も簡単に楽に済むと思うんです。

実際、村が入ってなければ、そんなのは誰も相手にしないよという話も出てきてます。そういうことで、村のリスクは少なくするという村長の話なんですけれども、やっぱりリスクは少なくしても、最終的には村が先になって、この事業は展開していくんだと、そういう想像がされますけれども、いずれある程度、今村の投資割合を少なくすれば利益は少なくなると、配当が少なくなるといふ村長のお話だったんですけれども、最後に人口減少を食いとめなければならない、雇用対策の場だと、そういう話もありました。その辺、どちらを捉えて村長がこの事業をやっていくのか。やっぱり、村がもうからなければやらないのか。それとも、もうからなくともなるべくリスクをできればゼロにしてもらいたいんですけれども、そんな中でもこの事業を結局雇用対策の場としてやっていく気があるかどうか、その辺村長に聞きたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（高橋八男君） 村長。

○村長（平田大六君） まずリスクのことでありますけれども、投資ということのリスクは村にはございません。また、この事業を進めるということで今村も金を使わせていただいております。これはこの事業を村で行うということで、当初は村もそれに準備とか、そういうものには金を使わなければならないだろうと考えておるわけであります。これは過去におきましても、いわゆる純粋な企業誘致でありましても、いろいろなことでその準備の仕事に村も金を出してきた経緯もあります。

そのようなことで最初のインフラの整備とか、この後もそういうものがきつとあろうかと思えます。そういうレールを敷く段階のものは村にもお願いしなければならない、このように考えておりますし、それが順調に進めばパワープラント関川が運営するわけでありますけれども、先ほど私はご質問でお答えいたしましたように、これにも出資したいという人たちの声が聞こえてくるわけでありまして、これが順調に進めばパワープラントの仕事がやりたい人があれば、公開してそれをどんだんほかの方にもやっていただくことにはやぶさかではありませんし、村がそれをスタートを切って順調にいけば、村の役目は、それでまず第1段階の役目は果たしたのでないかなと考えているわけであります。

以上です。

○議長（高橋八男君） 伝さん。

○6番（伝 信男君） わかりました。村長のこれは多分夢だと思います。ぜひこれを実現して、関川村でスターリングエンジンを建設したと、そういう情報がこのスターリングエンジン普及協会のほうへ入れば、全国から研究者が見に来てくれるらしいです。早目に建設してもらって、かえってそのほうが村の活性化になると思います。運転を開始すれば、いろいろな学者が多分これから村を訪れると思います。そういう部分に私は期待して、この質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（高橋八男君） 11時まで休憩します。

午前10時47分 休 憩

午前11時00分 再 開

○議長（高橋八男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問、7番、平田ゆかりさん。

○7番（平田ゆかり君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

高齢者を取り巻く環境が劇的に変化しつつあります。そこで、地域包括ケアシステムの今後についてをお聞きしたいと思います。

団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は、医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。このため厚生労働省においては、2025年をめどに高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的として、住みなれた地域で自分らしい暮らしをできるだけ続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進してきました。これを受け、当村では26年に地域包括ケアシステム推進本部を設置しています。

そこで、高齢者を在宅で支える仕組みを今後どのように展開していくのか、地域の実情に応じて医療、介護、予防、住まい、生活支援を一体的に提供し、公平、効率的、効果的な事業の推進に向

けて地域包括ケアシステムを充実強化していただきたく、13点について伺います。

なお、地域包括ケアシステム推進本部が設置されてから8カ月ほどしか経過しておらず、実際に機能するまでには至っていないと思われませんが、高齢者とその家族の不安を払拭し、住民の期待に応える意味で真摯にお答えくださるよう、お願い申し上げます。

①これまでの本部会議の実施状況と内容。

②当村の地域包括ケアシステムのプロジェクトチームは、税務会計課を除く各課の7名で構成されています。縦割り行政を払拭したメンバー構成は高く評価できますが、当事者である住民が入っていないのは残念です。住民が参画できるワーキンググループなどを設けるつもりはありませんか。

③医療との連携は、在宅医療連絡協議会を通じて圏域で取り組んでいますが、村は地元の医療機関とはどのように連携を進めていますか。また、村直営の診療所の今後の医療体制や役割は。

④高齢者を地域で支えるには、さまざまな資源の連携が必要です。行政機関、保健・医療・福祉に携わる人はもちろんですが、ボランティアや近隣の人たちの見守りや助け合い活動なども重要です。地域のネットワークづくり、ボランティアについての考えは。

⑤在宅介護がふえると、自宅でのみとりもふえます。みとりができる体制の強化とは、具体的にどんなものですか。

⑥回復期リハビリテーション、寝たきりなどの進行を阻止する維持期リハビリテーションを、地域の保健・医療・福祉の連携のもとで支援体制を充実させるべきと考えています。現在のリハビリテーションの状況と今後の課題は。

⑦介護予防事業の地域ファンルームでは、高齢者の健康状態に応じて食事や運動の指導をしていますが、利用者はまだまだ少ないようです。増加する在宅の高齢者にはどのような体制で指導を進めていきますか。

⑧長寿命によってふえ続ける認知症の予防、認知症高齢者とその家族を支える体制の強化が急務です。今後の展開は。

⑨地域包括支援センターに地域生活支援コーディネーターを置くなどして機能を強化し、地域ケアシステムの取り組みをさらに進めていくつもりは。

⑩ひとり暮らしの高齢者の住居が各地区に点在しております。孤立や孤独感の解消と、支援効率を考えてグループホームや高齢者専用のアパートを提供し、入居していただくのはいかがでしょうか。冬期間だけでも簡易宿泊所を設けるか、夜間のデイサービスを実施する考えは。

⑪買い物難民の対策は。

⑫圏域や地元の医療機関へ直接行ける交通網を整備するつもりは。

⑬地域ケアシステムの村民への周知状況。

以上です。長くなりましたけれども、よろしく申し上げます。

○議長（高橋八男君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいま平田ゆかり議員にいただきましたご質問にお答えをいたします。

議員からは、地域包括ケアシステムの今後についての幾つかのご質問であります。

日本の国の急速な高齢化は、医療や介護の面はもとより、社会の大きな課題となっております。去る6月5日の新聞紙面では、民間有識者でつくっております日本創成会議が、東京都等周辺3県の2025年の介護状況について提言したものを取り上げておりまして、約13万人分の施設が不足している。これを全国各地に高齢者を移住して解決するべきであるということを提言しております。このように高齢者の介護問題は、首都圏、都市部、農山村の区別なく大きな課題となってきております。このことにつきましては、私も十分に認識しているところであります。

団塊の世代が後期高齢者となる2025年、もう10年後でありますけれども、これを捉えまして2025年問題としております。関川村におきましても、昨年10月に村長を本部長といたしまして地域包括ケアシステム推進本部、これを設置いたしました。まだ本部の下部組織のプロジェクトチームでの取り組みとなっておりますが、今後十分な議論を行って具体的な取り組みをしたいと考えております。

以下にご質問にお答えをさせていただきます。

①、まず推進本部の実施状況についてであります。

推進本部会議の開催はまだありませんが、プロジェクトチームは会議を2回開催して、先進地視察などを行っておりまして、その上で今後の進め方を模索しているところであります。

2番目のご質問、プロジェクトチームのほかにワーキンググループを設置して、住民を加えてはどうかというご提案でございます。

今後、住民代表、村内の諸団体あるいは事業所などの代表などにも加わっていただき、協議できる場をつくる予定であります。法改正により要支援のデイサービス、訪問介護の利用が平成29年3月までとなっておりますために、その後の対応が課題であります。今後は村民の参加もいただきながら、課題への対策を立案していきたいと考えております。

3番目に入ります。医療機関との連携、そして診療所の体制と役割についてのご質問でございます。

村上地域在宅医療連絡協議会というものがございまして、村上保健所主導で平成25年度から3カ年で、二次医療圏における医療及び介護の多職種の連携により、医療介護サービスなどが包括的に提供される体制整備を図るということを目的として設置されまして、県、村上市、粟島浦村と一緒に圏域の課題に取り組んでいるところであります。村内の医療と介護の連携につきましては、これまでも地域ケア会議や個別のケースを通して連携してきておりまして、今後もそれに変わりはありません。診療所の医療体制、役割につきましては、介護との連携のもとに訪問診療やみどりについ

での体制を整備していかなければならないと思っておるところであります。

次に4番目でございます。高齢者の生活を支えるための地域連携についてであります。

村と社会福祉協議会では、昨年平成26年5月に関川村地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定委員会を設置いたしました。この委員会は、地域の皆さんが中心となっておおむね20名の委員で組織されております。昨年はお互いに支え合い助け合うためには何ができるかというテーマにつきまして、村内2カ所で村民の皆さんのご意見を聞く懇談会を開催いたしました。昨年11月15日には旧関谷地区、同じく22日には旧女川地区、2カ所に分かれて研修会を開催させていただきました。また、近隣の見守りでは、民生委員と社会福祉協議会、地域包括支援センターの共同事業として見守り訪問事業を行っておりますが、ひとり暮らし、高齢世帯、息子との二人暮らし、地域で孤立している人、認知症、虐待を受けているか、または受けたことがある人などを対象としておるところであります。

5番目のご質問であります。在宅介護の増加に伴い、みとりの体制強化についてであります。

平成26年度の村内の在宅みとりは4件でありました。みとりは医療と介護の連携のもとで、本人や家族の希望で実現できると考えておりますが、医師の理解は不可欠であります。みとりは、可能な限りかかりつけ医が行うものであります。そのことを理解して協力できる体制をつくること。そして、地域住民のみとりに対する意識の醸成が重要であると思っております。在宅医療体制には、訪問看護が重要なかなめとなります。医師も訪問看護師も疲弊しないよう、課題を共有しながら進めていかなければならないということを考えております。

次に6番目であります。リハビリテーションの現状と今後の課題についてであります。

リハビリテーションは理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など専門職種が行うものと、保健師、看護師といった医療職が行うもの、そして専門職のアドバイスのもとに介護職が行うものに分類されます。また、医療機関で提供されるリハビリ、介護保険サービスで提供されるリハビリというものもあります。医療機関で提供されるリハビリも介護保険サービスで提供されるリハビリも、医師の指示のもとで行われております。介護保険サービスで提供されるリハビリとしましては、専門職がかかわるのは老人保健施設、通所リハビリテーション、訪問看護となっております。

介護予防サービスといたしましては、垂水の里へ委託している運動教室があります。法人の理学療法士がこれを指導しております。脳梗塞などの病気で入院した場合は、急性期リハビリ、回復期リハビリ、維持期リハビリと、退院後のリハビリがスムーズに継続できるよう対応しております。

介護保険を利用する場合は、ケアマネジャーが本人の状態をアセスメントといたしまして必要なサービスにつなげておりますが、リハビリテーションは本人の意欲も重要な鍵となっております。専門的なリハビリが必要なのか、デイサービスにおける生活機能訓練なのか、自宅での生活動作そのものをリハビリと考えているかなど、ケースに合ったサービス調整を行っております。

老人保健施設通所リハビリ、訪問看護は、旧荒川地区と神林地区にはございませんために、ともにニーズが高いサービスとなっております、そのため漫然とサービスを利用することがないようにモニタリングを行いながら調整をしているところであります。

通所介護における生活機能訓練では、レクリエーションのみでなく生活機能に必要と思われる動作について、個々の計画に合わせて看護職員が対応をいたしております。

7番目であります。増加する在宅高齢者にどのような体制で指導をするのかというご質問でございます。

地域ファンルームのプログラムは、介護予防に影響がある運動、口腔、栄養を複合的に行う内容となっております。現在の利用者は47人で、昨年より1.5倍程度ふえております。地域ファンルームは二次予防事業でありますために、生活機能を調べるチェックリストに該当した人のみが対象となりますが、介護認定を受けている人も含めた一次予防事業としては、各地区の地域の茶の間あるいは老人クラブなどの集まりでも介護予防の普及啓発を行っております。ファンルーム以外でもさらに多くの皆様を対象として予防事業を行っております、このような活動を今後も推進していきたいと考えております。

8番目であります。認知症の予防とその家族を支える体制強化についてであります。

平成27年度3月現在で認定を受けている人のうち、認知症がある人の人数は329人でありまして、潜在的な方も含めるとさらに増加していると考えております。そのために認知症予防、早期発見、早期治療、家族支援、地域の普及啓発、たくさんの事業を行っております。平成28年度には、認知症地域支援推進員を配置して、認知症対策をより充実させていく予定であります。

9番目であります。次に、地域包括支援センターに地域生活支援コーディネーターを置き、地域包括ケアシステムを進めていくことについてというご質問でございます。

地域生活支援コーディネーターは、地域の生活課題を把握して、必要なサービスを創設したり、ニーズとサービスをマッチングさせて、担い手には元気高齢者もなれるような仕組みづくりを行うことが、この役割であります。また、高齢者の出番、高齢者の居場所、高齢者の介護予防を担う意味でも重要だと考えておりますので、国の方針どおりに設置をする予定であります。

10番目のご質問であります。ひとり暮らしの高齢者の住居と夜間デイサービスについてであります。

関川村は持ち家がほとんどの村でありまして、ニーズは少ないものと考えております。介護認定を受けていないひとり暮らし高齢者で、冬期間不安がある方は湯沢のゆうあいの居住施設を利用いただく方法もありますし、またはケアハウスせきかわへの入居を勧めるケースもございます。デイサービスは確かに延長が可能になりましたが、延長を希望する場合は家族の方に迎えに来ていただいております。なお、午後7時、19時であります、午後7時までの延長サービスを希望されてい

る方はごく少数であります。通所介護を利用してそのまま宿泊するデイサービスは、国がガイドラインを示しておりますが、介護保険外のサービスとなりまして、国は管理体制の問題もあるため、余り国としては推進していないのが現状であります。

11番目のご質問であります。買い物難民対策についてであります。

全国の過疎地域では、買い物ができなくその対応を迫られているところがたくさんあり、行政がスーパーなどと連携して移動販売車を運行している自治体があります。関川村の場合は、現在のところそこまでは進行していないと見てはおりますが、今後の動向によりましては移動販売のシステム化も必要だと思えます。その場合には村の商工会などとの連携によりまして、村内で移動販売に参入する希望を募りまして、それに村が支援するという形を考えております。

12番目のご質問であります。地元の医療機関に直接行ける交通網の整備についてであります。

本年の3月議会で、国の交付金について平成26年度の補正予算に計上いたしまして議決をいただき、今年度に繰り越している予算にデマンドタクシー制度があります。現在、主として村内医療機関への通院を想定して、タクシー会社と協議をしております。九ヶ谷地区、七ヶ谷地区、それに女川地区、この地区を対象にいたしまして本年9月から6カ月間運行したいと考えております。これは試行、試しのテストの運行でありまして、実際に運行してから課題、問題を把握して分析し、今後の参考にすることを考えております。

最後のご質問であります。地域包括ケアシステムの住民への周知の状況についてであります。

村民の皆様安心して暮らしていただくには、村がどのようなことを考え、どんなことを実施しているかを広く周知することが重要であります。住みなれた関川村で最期まで自分らしく生きる、こういう体制づくりが地域包括ケアシステムであります。それらの周知方法についても皆さんからご意見等をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

村の高齢者福祉のことにつきましてお話し申し上げる機会をご質問でつくっていただきまして、ありがとうございました。これで終わります。

○議長（高橋八男君） 平田さん。

○7番（平田ゆかり君） ご丁寧なお答えをいただき、ありがとうございます。

何点か質問をさせていただきます。お願いも中にあるとは思いますが、

本部会議はまだ実施されていないということですが、プロジェクトチームというものがある、そこでも2回行われているということ。今どんなふうな体制でやっていくか検討中だということですが、各課で高齢者に関する情報が発生するわけですが、その発生したものを集めて共有するという仕組みづくりが必要になってくると思うんです。そのために各課に1人ずつ担当者がいると思うんですが、今後そのシステムをどういうふうにしておつくりになるのか。もちろん紙ベースではなくてソフトだとは思いますが、あとそうした場合、もしつくとしたらその

安全性は確かであるのかというのを、ちょっと今不安に思ったところです。

それから、3番の診療所のことなんですけれども、診療所の役割というものが今のお答えではわかりづらかったのもう一度お願いしたいということと、村長さんは診療所のあり方というのほどのように考えているのか。一般の病院のようにあそこにあって、皆さんが行って診察を受けてという場所なのか、それともこの地域包括ケアシステムの中の一つとして、関川のケアシステムを進める上で中心的な立場に置きたいとお考えであるのか。村直営の診療所がしっかりしてもらわないと、ここにある個人の病院さんに負担がとてまかかっていると思いますね。今現在もかかっていると思うんですね。診療所、正直言って何度か行かせてもらったら、非常に患者さんが少ない。逆に言えば、今少ない状態であればもっと保健であるとか介護であるとか健康について、足を踏み込んだ参加できるような形にできるのではないかと。今がチャンスではないかというふうに思います。村長さんはあの診療所をどんなふうにしたいのか、その現実的にできるかできないかは別として、お聞きしたいなと思います。

それから、訪問診療と往診ですけれども、今とても曖昧な、何度もその話もここで議場では出ているんですけれども、本人、医師はやるとは言っているという今のレベルですけれども、きちんとこれは体制として組んでいかなければいけないものだと思いますが、そのことについても今後どうしたいのか、お聞かせ願います。

それから、みとりですけれども、これはいつだったか隣町、小国町でちょっと聞いたお話なんですけれども、本人が希望するみとりと、家族が希望するものとは全く違って、ここに介入している医療関係とか福祉関係者が非常に困ったという事例があったそうなんです。これは石巻ですけれども、事前指示書というものをつくっているそうなんです。これからつくるのか、つくっていくのか、ちょっと聞いた話ですけれども、本人のこれからどうしたいかというのと、その本人の希望をかなえるために家族が心構えであるとか、どんな選択をしていくかというのはやはりマッチングさせていく必要があるのですが、これは一体どこがやるのかわかりませんが、こういうことも考えてみとりのことを考えていってほしいなというふうに思います。これは私の希望ですけれども。

その何点かについてとりあえずお願いしていいですか。

○議長（高橋八男君） 村長。

○村長（平田大六君） まず、プロジェクトチームについてのご質問でございます。

これは庁内で今やっているところでありまして、その会議に出席するメンバー、会議の中での情報の共有はやっている状況になっております。担当から、その詳しい内容は説明をさせます。

それから2番目に、診療所の役割でありますけれども、今ご承知のように村内には個人の開業医が1軒、それから私どもの診療所、それから医療ではありませんけれども、湯沢地域に老健あるいは健康の施設が幾らかございます。このような状況であります、県立坂町病院にも私どもの村の

医療を訪問をお願いしているところがございます。このような体制になっております。

特に診療所の場合は、子どもは第1次診療でありますので、そこで発見した、あるいは認められた症状によって専門的な病院へ送る、そういう窓口の役目もお願いをいたしております。また、実情でありますけれども、現在の利用者数は一時医師が不在の期間も1年ぐらいあった年もありまして、それ以後、以前の利用者数には回復はいたしておりません。そのような考えで、住民の末端の医療を担当していただく、こういうことに考えているところであります。また、全ての村民をカバーできるというようなものではございません。あるいは村内にある開業医の皆様方にも応援をお願いするというところであります。

また、訪問介護の実情につきましては、担当の課長からも説明をさせます。

また、みとりににつきましては、現在診療所ではやっておりませんが、みとりににつきましては村民の要望もございますので、今後これは医師との相談でありますけれども、みとりのことも高齢化になりますので、重要なことであると考えております。今みとりのほうは、県立坂町病院のほうでも村民のみとりをさせていただいている実情もございます。

以上でありますので、担当のほうから2点につきまして説明をさせます。

○議長（高橋八男君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） システム化につきましては、これから今本当にプロジェクトで話し合っていかなければならない問題ですので、また個人情報も取り扱いますので、それも含めまして慎重に考えていきたいと思っております。

あと訪問診療所でございますが、これから体制として考えていかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（高橋八男君） 平田さん。

○7番（平田ゆかり君） ありがとうございます。

長くなると皆さん退屈するのでそろそろやめたいと思いますが、私事ですけども、これが最後の質問になりました。2期8年お世話になりました、ありがとうございます。

最後に私がここ8年いる間に、女性の課長さんが2人ふえまして、こういった思い切った人事をされるのは、さすがに平田大六村長と副村長さんのお力なのだろうと思います。大変うれしく思いました。お二人の活躍を願っております。

また、そしてここにまた女性議員が戻ってきて、議席をかちとっていくことを願って、お礼の言葉にかえさせていただきます。ありがとうございます。終わります。

○議長（高橋八男君） 答弁も要らないですか。（「答弁要りません」の声あり）ご苦労さまでした。

これで一般質問を終わります。

日程第5、委員長報告

○議長（高橋八男君） 日程第5、委員長報告を行います。

総務厚生常任委員長から報告を求めます。総務厚生常任委員長、津野庄衛さん。

○総務厚生常任委員長（津野庄衛君）

総務厚生・産業建設常任委員会調査報告書

委員会を次のとおり行ったので、関川村議会会議規則第77条の規定により報告します。

記

1. 視察を行った日 平成27年4月9日
2. 出席者 総務厚生常任委員会委員長、委員全員
産業建設委員会委員長、委員全員
議会事務局長、事務局主査
3. 視察研修の場所 東京電力柏崎刈羽原子力発電所
4. 視察研修事項 柏崎刈羽原子力発電所の安全対策の現状と柏崎刈羽原子力発電所構内の視察
5. 視察研修内容 柏崎刈羽原子力発電所の概要

発電所は柏崎市と刈羽村に位置し、敷地は海岸線に沿って約3.2キロメートル、陸側に約1.4キロメートル、敷地面積は約420万平方メートル（柏崎市が約310万平方メートル、刈羽村約110万平方メートルとなっている）。合計7つの発電設備があり、総出力は821万2,000キロワットである。

安全対策の概要

福島原子力発電所の事故を踏まえた安全対策の状況

- ①津波による浸水を防ぐために、敷地の海側に海拔15メートルの防潮堤を建設した。敷地が浸水しても、原子炉建屋の中には浸水しないようにした。
- ②浸水を防げなかった場合でも、電源と冷やす機能を確保した。
- ③注水と冷却手段を多様に準備している。
- ④事故の拡大を防ぐには、水素爆発と放射能物質の拡散を防ぐ。
- ⑤地震への対応をしている。
- ⑥緊急時の対応体制と手順を整備して訓練を行っている。

発電所構内の視察

中央制御室、原子炉オペレーティングフロア、タービンオペレーティングフロア、防潮

堤、防潮壁、防潮板等

6. ま と め 安全対策として、視察者氏名の確認や煙硝確認と検査が厳重であった。合計7つの発電設備があり、総出力は821万2,000キロワット、現在は6,000人が働いている。地元の経済効果は大きいと思われる。福島第一原子力発電所の事故を踏まえた安全対策の実施状況は、現地を視察することで把握できた。しかし、これで対策が万全であるとは限らない。今後も住民の安心・安全な生活が確保されるよう、十分な対策に努めていただきたい。

平成27年6月11日

関川村議会総務厚生常任委員会委員長 津野庄衛
産業建設常任委員会委員長 平田 広

関川村議会議長 高橋八男様

以上です。

- 議長（高橋八男君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

- 議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。

委員長、ご苦労さまでした。

これで報告を終わります。

日程第6、報告第4号 株式会社 パワープラント関川の経営状況報告について

- 議長（高橋八男君） 日程第6、報告第4号 株式会社パワープラント関川の経営状況報告についてを議題といたします。

村長の説明を求めます。村長。

- 村長（平田大六君） 報告第4号 株式会社パワープラント関川の経営状況報告についてであります。

村が出資しております法人のうち、地方自治法で義務づけられる団体について、その経営状況を議会に報告することになっております。よって、株式会社パワープラント関川から提出されました関係書類をもって、ご報告するものであります。

ご承知のように、株式会社パワープラント関川は、現実的にまだ本格的な活動に至っておらず、その準備段階の状況でのものであります。村から出資も貸付金も前年度にご報告いたしました内容と全く同じであり、現在は会社自身の借入金によって賅っている状況であります。よろしく願いをいたします。

- 議長（高橋八男君） これ以て説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。6番、伝さん。

- 6番（伝 信男君） 役員が今ここに3人登記が載っているんですけども、その役員の報酬等の関係はどうなっていますか。もう今の時点では何もしてないから、無給料でやっているわけですか。監査も多分受けているはずですよ。監査委員の人は。
- 議長（高橋八男君） 村長、お願いします。
- 村長（平田大六君） 具体的にどのようになっているかは、私は承知いたしておりません。監査役がおられますので、監査は受けていると思います。以上です。
- 議長（高橋八男君） 6番。
- 6番（伝 信男君） 質問しようと思ったけれども、村長内容を全然把握してないみたいなので、質問したって意味ないと思いますので、やめます。
- 議長（高橋八男君） ほかにありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。
これで報告を終わります。

日程第7、報告第5号 公益財団法人 関川村自然環境管理公社の経営状況報告について

- 議長（高橋八男君） 日程第7、報告第5号 公益財団法人関川村自然環境管理公社の経営状況報告についてを議題といたします。
村長の説明を求めます。村長。
- 村長（平田大六君） 報告第5号 公益財団法人関川村自然環境管理公社の経営状況報告についてであります。
これにつきましても、関川村自然環境管理公社から提出されました関係書類をもってご報告するものであります。よろしくをお願いします。
- 議長（高橋八男君） これで説明を終わります。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。6番。
- 6番（伝 信男君） 今までこの専務理事というのが、農林観光課長が兼務していたと思うんですけども、何か急に今度役場の職員が退職したら専務理事になったと、そういうことでどうなっているんだという話が出てきたんですけども、その辺どういう関係で役場の職員が定年になったらすぐ専務理事、そういうふうなことになったのか、説明願います。
- 議長（高橋八男君） 村長。
- 村長（平田大六君） 自然環境管理公社の専務理事は、過去におきましても何人かにお願いしてき

た経緯があります。直前にはやめられまして、その後から募集もやりました。しかし、なかなかそれに見合う方が見つかりませんので、今日に至っております。しかしながら、ご承知のように公社の仕事はだんだんふえてきておりまして、村の担当する課の課長が充て職でそれを管理していくには事業が多過ぎる、こういう傾向が強まってきておりまして、今回専務理事にお願いしたものであります。そのまますぐそこへ向かっていったとか、形としてはそういう形でありますけれども、最初から予定しておりました人事ではありませんでした。

以上です。

○議長（高橋八男君） 6番。

○6番（伝 信男君） 管理公社には、どうしても専務理事というのは必ずやはり置かなければならないというきまりか何かあるのか。それとも今、村長がおっしゃられたように、今管理公社の仕事が多くなって、兼務ではちょっと負担かかるということで理解させてもらっていいですか。

○議長（高橋八男君） 村長。

○村長（平田大六君） おっしゃるとおりであります、管理公社の中の人事管理あるいは事業の管理、そのことにつきましてこれから積極的にこれを運営していかなければならない、そういう必要性を近年感じておりましたので、そのためには専任の専務理事が一層必要であろうと、このごろ痛感していたものであります。

○議長（高橋八男君） 6番。

○6番（伝 信男君） せっかくこうやって専務理事を選ばれたんですから、今までみたいに管理公社でいろいろなもめごとがある、というのは事務局長が余りにも長くやり過ぎてワンマン化し過ぎて、その指示のもとでやってきたような感じになってくるという、管理公社の職員からも大分どうなっているんだということで文句を言われましたし、せっかくこういう立派な人が専務理事になったのであれば、そういう部分から管理公社の体制もちゃんとしていただきたいと、そういう要望をして終わります。

○議長（高橋八男君） 12番。

○12番（渡辺健作君） 前々からいろいろ提案なりご指摘しておるんですけども、レストハウス大石に関してですけれども、ことしも当然赤字と。それと、予算そのものが大体収入よりも支出が倍になっているというような予算になっています。これは何か改善する方向というのは、まだ見出せないんですか。

○議長（高橋八男君） 村長。

○村長（平田大六君） なかなか改善する方向は見出せないままに今日に至っております。ご承知のように、雪のある時期にあそこを開設できません。そのようなこともございますし、いつときこれを管理公社の管理から離して、第三者に経営も考えたこともございます。しかし、なかなかそうい

うような人も見つかりませんので、今日に至っているところであります。

また、今でもそれをきちんと利用してやっていける人があれば、またご相談に応じたいと考えているところであります。

○議長（高橋八男君） 12番。

○12番（渡辺健作君） これに関してですけれども、最初からもう赤字の予算を組むようなものであれば、いっそ廃止したらどうですか。前々からその話はしてるんですけれども、絶対あれは黒字にはならないと思うんですよ。それで、やっぱり管理公社としたって慈善団体ではないので、やはりある程度のそういう損失があってはまずいと思うので、そちらの方向に行くということは考えられておりませんか。

○議長（高橋八男君） 村長。

○村長（平田大六君） なかなか簡単にはまいらないという感じであります。確かに予算の中身からすれば、収益は上がっておりません。しかしながら、あれが存在しているということで人も遊園地にも集まってくる、そういうような効果もあるのでないかなと考えているところでありますし、またあれを廃止するとなれば、地元の皆さん方にもご相談を申し上げなければならない。そのようなことも考えて、今廃止の方向には踏み切れないのが実情でございます。

○議長（高橋八男君） 2番、佐藤さん。

○2番（佐藤友之君） 専務理事を今回置かれたということで、ゆ〜むの改修も終わって入り込みどうなんだという、具体的には入り込み、大分ゆ〜むのほうの収益も下がってきています。専務理事のほうから、理事長平田大六さんに対しての何かこういった改善をしたいという話は出ていますでしょうか。

○議長（高橋八男君） 村長。

○村長（平田大六君） ゆ〜むの件でございますか。ゆ〜むは、今年になってから若干お客様がふえております。ゆ〜むの設備、いつとき数年前にリニューアルいたしまして、部屋も別にしたり、あるいは眠る部屋も別にしたりしまして、今営業を続けております。そんなことでゆ〜むは、あそこに存在する意義は、ご承知のようにあのエリア全体が道の駅でありますので、大変お客様が利用されております。そういう道の駅の中である温泉ということで、非常に利用価値が高いのでないかなと考えております。毎月アンケートを集計しておりますが、全体の流れを考えをそれで判断するわけにはいきませんが、この近年の日帰りの温泉施設では、ずば抜けてよい施設であるというような評価をいただいております。値段につきましても、大体これぐらいのところだとか、あるいはこれでは安過ぎるとか、子供さんの意見ですと少し高いとかそういう意見がありますが、まず入場料は近隣から比べて適正であると考えております。年間の入り込み数は今15万人前後を数えておまして、当初のころとそう遜色ない入り込みになっております。

また、ゆ〜むの中で利用するお客様のご意見では、あの中で食堂を経営してほしいとか、いろいろな希望もあるようでございますけれども、現在あそこへ食堂を持っていくというような考えは今のところ持っておりません。また、従業員の態度につきましても、大方のお客様にはお褒めをいただいておりますので、今回専務理事の人事を機に、なお一層従業員の襟度を高めてお客様に対処していきたい。あわせてあの道の駅周辺の取り組みも、今後、村として展開していかなければならない時期に来ていると私は考えております。

以上です。

○議長（高橋八男君） 2番。

○2番（佐藤友之君） 村長の考えはよくわかりました。専務理事の船山さんも同じような考えで取り組んでいるのか、船山さんの言葉を村長にどのように投げかけたか、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋八男君） 村長。

○村長（平田大六君） 今の私のご意見申し上げたことにつきまして、専務理事に確かめたことはまだございませんけれども、早速専務理事にも確かめまして、理事長の考え、きょうは私は村長という立場でありますけれども、責任者の考え方に沿って働いていただくように希望をさせていただきます。

○議長（高橋八男君） 11番。

○11番（近 良平君） 管理公社について2つばかり。

まず、今理事長の話が出ましたけれども、もともと理事長は村長でなかったんですね。それを戻す気はないのか。要するに、別なところからというか、関係の会員の中からでもいいですけども、前はたしか森林組合か何かでやっていたと思うんですが、そういうふうにする気はないのかということと。

レストハウスですね、あそこはやはり通年で営業するとなるとかなり厳しいし、あれですが、私の知っている朝日地区の食堂IRORIなんていうところは土日しかやらないで、ちゃんと経営が成り立っている。そこは地元のお母さんとか若い人たちが協力しながらやっているわけですけども、そういうふうに関係の人の協力を求めて、例えば使用料なんかいいじゃないですかね、大体その食材とか何かを常に提供するような格好をして、体験型と組み合わせながらそういう会議みたいなものを、大石集落と要するに話し合いを持つ気があるのかどうか、その辺をちょっと、2点お願いします。

○議長（高橋八男君） 村長。

○村長（平田大六君） 理事長ですけども、今、近 良平議員が話されましたように、私もそれを考えておまして、どなたかに村長の充て職でない形でお願いしたいと考えております。

それから2番目のことでありますけれども、先ほどのご質問にもお答えしましたように、まず地

元の人たちにも考えていただいて、利用できる方策がないかというようなことも一つの大事な方法の一つであると考えております。ご提案ありがとうございます。

○議長（高橋八男君） 9番、渡辺さん。

○9番（渡辺秀雄君） ふるさと農園についてですけれども、これは収入支出で、収入が50万円で支出が48万8,000円強なんですけど、今までこれをつくってから村民がふるさと農園をたしか利用している人はいないかなと思っていたんですけど、最近はどうなのか。ことし申し込み等あったのかどうか。それから、支出の使い道というのはどのように、何に使われているのか。その2点、教えてください。

○議長（高橋八男君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） それでは、担当課長がかわったばかりでありますので私から説明をさせていただきますが、ふるさと農園というのは湯沢、それから高瀬の河川敷にある畑であります。国土交通省で整備をしていただきまして、村が引き受けているというところであります。何しろ1ヘクタールくらいありまして、なかなか大変なんですけれども、今までには菜種を植えたり景観作物をつくったりしております。できれば毎年広報に載せて、使っていただける皆さん方を募集しておりますが、今までですと村民が何年かつくった、わずかな区画でありますけど、そういう経緯がございます。大内淵の方が何年か利用しております。

それから、今我々役場の中で、IVUSA（国際ボランティア学生協会）の皆さん方が大勢来られますので、その際に使える野菜がつかれないのかなということで、3年目になるんですけども、ジャガイモであるとか、そういったものを今栽培しておりますが、それも合わせても300平米くらいしかございませんので、それ以外は自然環境管理公社に管理をお願いして花、景観作物をつくっております。

今年度は当初予算に予算を計上しておりますが、ヒマワリを植えようということで、これからその種まきをする、段取りをするというふう聞いておりますけれども、そんなことで観光の村でありますからそれに資するような景観、あるいは畑でありますから、できれば大勢の方に猿害、そういったところで困っている方々にも使っていただければありがたいなということであります。

ちなみに使用料は無料でありますので、区画に制限はございますけれども、使っていただければと思いますが、現在の状況は以上申し上げたとおりであります。

○議長（高橋八男君） 7番、平田さん。

○7番（平田ゆかり君） ゆ〜むの入り込み数についてなんですけど、いつも年間通しての数だけが出てくるんですけど、春夏秋冬、あと平日を調べてみて細かくデータを出しているのか。ほとんど冬は平日は人はおりません。浴場に入ると、女性のほうが1人しかいなかったりとか、その辺のところの企画力さえクリアできれば、もっと入り込み数をふやすことができるし、変な話ですけども外

から来る人には少々、もう少し負担いただいて、関川在住の人たちにはその分還元するというようなやり方はしていかないのか。その辺ちょっと伺いたいです。

○議長（高橋八男君） 村長。

○村長（平田大六君） ただいま平田ゆかり議員のご指摘のとおりでありまして、1年に1回分だけ村民にしております。今、区別ができないというような話でございますので、それも現場と検討させていただきます。

○議長（高橋八男君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） これで質疑を終わります。

13時まで休憩いたします。

午後0時05分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（高橋八男君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第8、議案第47号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（高橋八男君） 日程第8、議案第47号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第47号 関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

改正内容は2点あります。1つは地方税法の政令改正に伴いまして、課税限度額を改正することと、もう一つは村の現状に鑑み、高齢者などの世帯への配慮により税率を変更するものであります。いずれも今月、6月2日に改正されました国民健康保険法で定める関川村国民健康保険運営協議会でご了承をいただき、今回提案するものであります。

詳細は税務会計課長に説明をさせます。

○税務会計課長（井上広栄君） 議案第47号 国保税条例の一部を改正する条例であります。皆さんのところにお手元の資料A4版の縦でいっているかと思うんでありますが、その資料でもって説明させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。国保税条例の改正内容ということでいっているかと思うんですが、お願いいたします。

初めに、一つとして地方税法の改正に伴う改正であります。

第3条関係でありまして、課税額ということで、これにつきましては国保税の算定に係る課税限

度額の引き上げであります。この引き上げによりまして、被保険者の負担に配慮するというものでございます。

それから、第11条国保税の減額でございますが、これは所得に応じまして減額措置の制度がございまして、今回は5割軽減、それから2割軽減の対象者の控除額が引き上げ改正となりました。この引き上げによりまして、軽減対象者の拡大を図るものであります。

次に、税率等の改正ということで、現在の国保税額を維持しながら、税率、賦課額の見直しをしたいというものでございます。改正の理由として、後期高齢者支援の世帯割を廃止することで、ひとり暮らし世帯の負担軽減を図るというものが大きな改正内容でございます。

以上であります。

○議長（高橋八男君） これより質疑を行います。議案第47号の質疑を許します。質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管であります総務厚生常任委員会へ付託します。

日程第9、議案第48号 関川村工業センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

○議長（高橋八男君） 日程第9、議案第48号 関川村工業センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第48号 関川村工業センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてであります。

上野新に設置しております女川地区工業センター、これは去る5月7日に火災となり、使用不能となりました。よって、解体することといたしてございまして、設置条例を廃止するものであります。よろしく願いをいたします。

○議長（高橋八男君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。11番。

○11番（近 良平君） これ自体が問題じゃなくて、つくり方の問題なんですけれども、どういふものなのか聞きたいんですが、これ公布の日から施行すると書いてあるんですよね。施行するんですけども、廃止するんですよね。でも、施行するということは、この施行を廃止する条例がずっと歴史に残っていくんでないでしょうかね。廃止するんだったらどうなるのか、これ施行している限りこの条例はあるわけなんで、その辺何とかならないもんですかね。どういう理解すればいいか。

○議長（高橋八男君） 村長。

○村長（平田大六君） 法律的な部分について副村長に解釈、説明させます。

○議長（高橋八男君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） なかなか説明しにくいんでありますが、これは条例の改正するとか、廃止するとか、いろいろ法律学者のところでも議論が分かれておりまして、確かにそういう疑問もあります。例えば、一つの条例を改正する条例につきましても、それがきちんと残っていくのと、それから中に溶け込んでしまう、溶け込みだという議論もありますし、いろいろ議論があるところなんです。そこを踏まえて、これで通していただければありがたいと思いますが。議論のあるところで。（「これは残らなくなっていくわけですね、例規集には。施行した時点で廃止だからいらぬということですね」の声あり）そういうことなんです。けれども、この廃止する条例というのは、今まである条例とはまた別なもので、前のある条例をやめるんだと。けれども、それについても施行しなければ生きてこないもので、こういう形にしかできないわけですが、専門の学者の中でも議論のある分野であります。説明にならないかもしれませんが。（「はい、わかりました」の声あり）

○議長（高橋八男君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管であります産業建設常任委員会へ付託します。

日程第10、議案第49号 平成27年度関川村一般会計補正予算（第2号）

日程第11、議案第50号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第12、議案第51号 平成27年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

日程第13、議案第52号 平成27年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第14、議案第53号 平成27年度関川村有温泉特別会計補正予算（第1号）

○議長（高橋八男君） 日程第10、議案第49号 平成27年度関川村一般会計補正予算（第2号）から日程第14、議案第53号 平成27年度関川村有温泉特別会計補正予算（第1号）まで、以上5件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第49号 平成27年度関川村一般会計補正予算（第2号）から議案第53号 平成27年度関川村有温泉特別会計補正予算（第1号）まで、以上5件について提案の理由を申し上げます。

一般会計補正予算であります。村の財政の根幹をなす財源であります地方交付税が未確定でありまして、繰越金を財源に、必要最小限の内容で予算編成をいたしております。

また、第53号の村有温泉特別会計の補正予算は、源泉の調子が不良でありまして、現在温泉の供給ができないため、配湯している施設などから早急な対策を求められております。村として配湯する責任がありますので、できるだけ早く復元いたしたく、その工事関係予算を措置するものであります。

詳細は、総務課長、また住民福祉課長、農林観光課長にそれぞれを説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（高橋八男君） 総務課長。

○総務課長（伊藤保史君） それでは、議案第49号 平成27年度関川村一般会計補正予算（第2号）を説明させていただきます。

歳入歳出にそれぞれ6,050万円追加して、総額を48億3,200万円にするものでございます。

歳出のほうから説明させていただきますが、10ページですが、給料、職員手当は、人事異動による調整と、4月に昇給したものの調整、それから3月定例議会で通していただきました給与条例関係での管理職手当の10%減額措置の終了による増分と、寒冷地手当の支給による増分でございます。

内容につきましては、給与費の明細書、28ページから特別職と一般職に分けてそれぞれ補正前、補正後でふえた項目を載せてございますので、ごらんいただきたいと思っております。29ページを見ていただきますと、寒冷地手当がふえているというのが明らかにわかるかと思っております。

30ページには、それに伴う理由別の増減額の内訳を書いておりますので、これによって給与費関係は説明は省かせていただきます。

11ページをごらんいただきたいと思っております。委託料でございますけれども、マイナンバー制度に伴いますシステム改修費でございます。国の事業費が作業項目の増により当初より増額したため、増額するものでございます。

財産管理費の修繕料は、土沢の太陽光発電をやっている場所ののり面の崩れの補修でございます。

それから、地域振興費の賃金でございますけれども、平田誠氏を臨時で当初の予定では7月までということでありましたけれども、9月まで延長したいということで計上させてもらっております。

それから、地域振興費村づくり総合推進事業補助金施設整備分でございますけれども、川北地区のふるさと会館が雨漏りしてきまして取り急ぎ改修したいということで、その施設整備費40%補助ということで200万円を計上しております。

それから、コミュニティー助成の補助金でございますけれども、高田集落の盆踊りのやぐら等の整備で宝くじの助成が決定いたしましたので、250万円補正するものでございます。

13ページでございますけれども、村議会議員の一般選挙の経費でございます。事業項目等精査い

たしまして、必要な予算措置をさせていただきたいということで、当初見込んだものよりもちょっとふえてございます。それから、14ページでございます。繰出金関係は、これはマイナンバー制度の改修費、こちらの福祉関係のほうは先ほどの総務関係と反対に事業の見直しによりまして、事業費が減額になるということで減額するというところでございます。

13の委託料も同じ理由でございます。

それから、15ページの委託料も同様でございます。

児童福祉費の臨時雇用賃金でございますが、学童保育所の利用人数の増に伴います補助職員の雇用をお願いするものでございます。

13の委託料は、マイナンバーでございます。

19の地域保育給付負担金は、村外の保育施設に本村の児童が保育してもらうことになりましたので、その負担金でございます。村上市の老人保健施設の杏園の事業所内保育所に1名お願い、継続だそうです。

それから、保育所の保育士の臨時雇用賃金は、療養休暇の保育士のためでございます。

保育園の管理費の修繕料は、大島保育園の外壁塗装と、それからバスの関係はタイヤの組み替えでございます。

それから、委託料の調理員の派遣委託料でございますが、臨時で適任者がいなかったため委託で対応するものでございます。

農林水産業費でございますが、19ページ、これは松平畜産団地の堆肥舎の前で漏水が起こっておりまして、これの布設替えを行うということで、その修繕工事費でございます。

農業農村整備事業費でございますけれども、多面的機能支払交付金、それに伴う地域資源保全プラン策定補助金のものでございます。施設の長寿命化のため点検計画等を立てるものでございます。これは広域分として土地改良区、広域分しか認められなくて、土地改良区がその対象になります。

それから、林業総務費でございますけれども、土沢本村内の林地の崩壊防止事業でございます。

21ページをお開き願います。

商工業振興費ですが、工事請負費は女川の工業センターの解体工事費であります。その前の印刷製本費は、国の事業として全戸配布用の消費者被害防止のチラシの印刷製本費でございます。

それから、負担金補助の補助金の510万円は、プレミアム商品券の当初予算では10%上乘せというふうにしてございましたけれども、この事業は他の市町村等も上乘せしているというような状況もありまして、15%にしたいということでその予算を計上しております。

わかぶな高原スキー場の経営安定貸付金でございますけれども、スキー場の要請により700万円を計上いたしました。

それから、施設修繕料でございますが、これは全てスキー場関連でございます。シーズンが終わ

りまして点検の結果、第2ペアリフトの山頂ステージの板の張り替えや、監視棟の建て替え、それから電気設備の修繕、スキーセンターの外階段の排水の詰まりを修繕する経費でございます。

施設整備費の工事請負費650万円は、県の地域振興局からの地域プロジェクト事業費県補助金を活用して、道の駅周辺の看板を整備するものでございます。

23ページに移らせていただきます。委託料は、歙江沢の集落内道路の拡幅のため、用地測量を行うものでございます。

それから、女川115号線の道路補修工事は、蛇喰地内で階段状になっております道路の補修でございます。

教育費でございますが、25ページでございます。電子黒板等の教員研修会、操作等、電子黒板、タブレット等の教員研修会の予算を組み替えるものでございます。前にはリース料の中に含まれていたんですが、これを組み替えて研修会は研修会として委託料とするものでございます。

学校管理費は、エアコンのコンプレッサーの交換、修繕料は交換でございます。

それから、農地農業用施設災害復旧費は、金俣地内の小川用水路災害復旧費の補助金でございます。冬の間には土砂崩れが起きていて、農作業に支障があるということでございます。

歳入のほうでございます。負担金、分担金は歳出で説明しました上土沢の本村での林地崩壊、これの受益者負担金でございます。

それから、民生費の国庫負担金は、村外への保育児童のその人の分に対して、国から2分の1、県から4分の1、村の負担は4分の1ということで、国庫負担金は2分の1で100万円でございます。

総務費の国庫補助金は、マイナンバー制度の関係の経費でございます。

県の負担金は、先ほど申しました県の4分の1の負担分でございます。

多面的機能支払交付金につきましては、主に地域資源の保全プラン策定分でございます。

それから、地域プロジェクト事業県補助金は、地域振興局のほうの補助金を受けて、道の駅の関係の案内看板等の整備を行うものでございます。

それから、消費者行政の活性化については、消費者被害の防止のチラシの作成費でございます。

繰越金につきましては、3,906万6,000円を補正財源とするものでございます。

9ページは、スキー場からの要請による貸付金の回収金を計上させていただきました。

それから、コミュニティーの助成事業の交付金でございますけれども、先ほど歳出のほうで申しました高田集落の盆踊りのやぐら整備でございます。

一般会計予算の説明は以上でございます。

○議長（高橋八男君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） 続きまして、議案第50号から議案第52号まで説明させていただきます。

議案第50号 平成27年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を説明させていた

できます。

最初に、歳出のほうから説明させていただきます。207ページをごらんください。

1 款総務費 1 目一般管理費、マイナンバーシステム改修費用の事業費精査による80万円の減額補正とするものでございます。

9 款基金積立金 1 目給付準備基金積立金、医療費が抑えられたことによりまして、平成26年度繰越金を3,000万円積み立てするものでございます。

続きまして、歳入でございますが、前のページ206ページをごらんください。

10 款繰入金 1 目事務費繰入金、マイナンバーシステム改修費用の80万円減額に合わせまして減額するものでございます。

11 款繰越金、平成26年度繰越額のうち3,000万円を給付準備基金へ積み立てするものでございます。

歳入歳出それぞれ2,920万円増額いたしまして、総額7億7,920万円とするものでございます。

続きまして、議案第51号 平成27年度関川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を説明させていただきます。

最初に、歳出から説明させていただきます。405ページをごらんください。

1 款総務費 3 節職員手当等、寒冷地手当支給による9万円の増額補正とするものでございます。

13 節委託料、マイナンバーシステム改修費の事業費精査によりまして93万円の減額補正とするものでございます。

4 款地域包括支援センター運営費 3 節職員手当等、寒冷地手当支給による15万円の増額補正とするものでございます。次のページの給与明細によりまして、説明は割愛させていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。404ページをごらんください。

7 款繰入金 2 目その他繰入金、84万円の減額補正は寒冷地手当による9万円の増と、マイナンバーシステムの改修委託料93万円減額しておりますので、それに合わせました補正とするものでございます。

5 目地域包括支援センター事務費繰入金15万円の増額は、職員の寒冷地手当支給による15万円の増額補正に合わせて補正するものでございます。

歳入歳出それぞれ69万円を減額いたしまして、総額10億651万円とするものでございます。

続きまして、議案第52号 平成27年度関川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を説明させていただきます。

最初に歳出から説明させていただきます。505ページをごらんください。

1 款総務費、これもマイナンバーシステム改修費用の事業費精査によりまして、39万円の減額を補正するものでございます。

続いて歳入でございますが、前のページ504ページをごらんください。

4 款繰入金、歳出のマイナンバーシステム改修費の減額に合わせた39万円の減額補正とするものです。

歳入歳出それぞれ39万円の減額補正とし、総額6,391万円とするものでございます。

以上で、議案第50号から議案第52号までの説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋八男君） 農林観光課長。

○農林観光課長（伊藤 隆君） 議案第53号 平成27年度関川村有温泉特別会計補正予算（第1号）を説明させていただきます。

歳入歳出それぞれ900万円を追加させていただきまして、総額2,710万円とするものでございます。

最初に、歳出の関係でございますけれども、606ページをごらんいただきたいと思います。

2 項施設整備費でございますけれども、先ほど村長からもご説明ありましたけれども、湯沢の3号井の改良に関する補正をお願いするものでございます。ことし2月に実施いたしました揚湯量調査の結果を踏まえさせていただきまして、改良計画を修正し、900万円の追加補正をお願いするものでございます。

前のページ、605ページでございますけれども、歳入につきましては温泉施設整備事業債を考えてございまして、900万円を補正させていただくものでございます。

続きまして、その前のページをごらんいただきたいと思います。604ページでございます。

第2表地方債補正でございますけれども、変更前の限度額1,300万円を変更後2,200万円に変更させていただくものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋八男君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに、議案第49号の質疑を許します。質疑はありませんか。11番、近さん。

○11番（近 良平君） 21ページのプレミアム商品券、15%にするというふうに聞きましたが、間違いはないですね。これどういうものなんですかね。10%だったやつを15%にしたら、よそでは20%のところもあるみたいだけれども、何かばらまきをどんどんふやしているという気がするんですね。それよりも15%でなく、10%のものをふやして出したほうが、もっと広く使えるんじゃないでしょうか。何かお金のある人のところにだけいっぱい利息が集まっていくような、そんな余りいい仕組みではないと私は見えています。

それと、道の駅の周辺整備、これ前たしか村長にこれは英語版とかほかの表記はあるのかと聞いたら、ないんだという、それはどういうふうに変ったのかをお知らせ願いたいと思います。

この2点。

○議長（高橋八男君） 村長。

○村長（平田大六君） プレミアムの件は、今、近 良平議員からご質問いただきましたように、当初は10%でした。商工会からは今近隣の状況を見まして、さらにトータルで20%にしてほしいと、そういう要望がありまして、私どもの財政を鑑みましてこの数字でさせていただいた状況でございます。プレミアム商品券のこれにつきましては、国内で自治体によっていろいろな差があるように見受けられますし、今後もいろいろな論議が出てくるのではないかなと考えておりますけれども、私どもの分際ではこの程度が限度であろうということでもさせていただきました。でありますから、スタートが10%でありましたので、こういう形になったわけであります。

それから、次に、案内看板でありますけれども、外国人の旅行がふえているというような状況を踏まえて、そのご意見も承りましたが、これが県のほうでそれを既に準備を進めている段階でありましたので、恐らく外国人への配慮はないものと私は考えておりますし、別な面で外国人への配慮というものをしなければならないと思っております。その際に、外国語として英語がよいのか、あるいは中国関係の言葉がよいのか、その辺のところもこれから考えていかなければならない問題ではないかなと考えております。

以上であります。

○議長（高橋八男君） 11番。

○11番（近 良平君） まずプレミアムについては、510万だったら、もう本当は5,000万枠をふやすことができるんですね。それを単に1億だったか何だかのやつをばらまく部分を500万ふやすだけの話でしょう。これは何かお金のある人だけしか儲からない仕組みなので、私は非常に不公平だと思うんですよ。

それと、道の駅の周辺の看板については、どこまで今考えているのか。ちょっと私は把握していませんのでわかりませんが、例えば今私もこの前、新潟の駅前で物見していたら、中国人が来て、こういうタブレットで私のことを写真撮るんですね、カチッと。ということは、向こうから来る人はそういうふうみんな持ってきていると考えた場合に、それを利用した何かができるのではないかなと、ちょっと思いついたもんですから、ぜひそういうものも考えながら、外国人の旅行者に対してはそういうインターネットを通じたようなもの、例えばこういう何かあるじゃないですか、よくやってるやつ、看板のところにカチャとやると、その案内がみんな出てくるような、そんな仕組みを張ればできるようなやつがあると思うので、検討してもらえないかなと思います。

このばらまきに対してどう思うかということで、今のこと、どうでしょうか。

○議長（高橋八男君） 村長。

○村長（平田大六君） プレミアムのことにつきましては、商工会から要望が出ましたときに、実務的にいろいろと、実務担当で検討いたしましたその結果を踏まえたものであります。先ほど申し上げましたように、確かに私どものやり方もそうでありますけれども、よそのやり方につきましても、今

いっとき過渡期中でいろいろな議論があるのでないかなと考えております。

それから、今の外国人向けの案内のことにつきましても、タブレット使用とか、そういうのをご提案いただきましたので、その辺のところもまた今後どうやって生かしたらいいか検討させていただきたいと思いますので、アイデアに感謝をいたしております。

○議長（高橋八男君） 11番。

○11番（近 良平君） やっぱりプレミアム商品券、私はどうしてもこれにこだわるんですが、何でかという7月3日ごろでしょう、配付するのが。そのときに一気に15%で出すわけですよ。このときにお金持っているのは誰かということが問題なんです。要するに、公務員がボーナスもらってすぐ後なんです。ですから、私はもっとその枠をふやして、例えば1億5,000万ぐらいにして長く売れるように、例えば今まで2週間で売れるんだったら、これを2カ月くらいまで引き延ばすようにして、都合のいいときに買える仕組みのほうがいいと思うんですよ。15%を丸々1人の人が持っているんじゃなくて、5%ずつでも3人に分ける、こういう仕組みを考えたほうがいいんじゃないかということを行っているわけですね。

それと、印刷のほうだって同じ今までのやつをそのまま使えるわけですよ。10を15にするよりも、10はそのままというふうにしたほうが、事務的にはもっと楽になるはずなんです。どうなんでしょうか。お願いします。

○議長（高橋八男君） 村長。

○村長（平田大六君） まだそこまで検討はいたしておりませんが、過去におきましても1日で全部売り切ったとか、そういうようなこともありますし、また札を集めて高価な買い物をやったという例もありまして、できるだけそういうようなことにならないようにと、商工会にはお願いをいたしているところであります。

○議長（高橋八男君） 6番、伝さん。

○6番（伝 信男君） 21ページ、観光振興費の商工観光費の女川地区の工業センター解体工事、これ700万円予算がありますけれども、使用者負担はどれくらいあるのか。全然そういう部分があるのかないのか。

それから、わかぶな高原スキー場の経営安定貸付金700万円、これは去年まで500万円補助しているけれども、昨年度1,000万円ほどの赤字になっていたんですね。それで、今、今度貸付金700万円、これで大丈夫なのかどうか。その辺ちょっと聞きたいと思います。

○議長（高橋八男君） 村長。

○村長（平田大六君） 工業センターの関係につきましては、副村長に説明をさせます。

それから、わかぶな高原スキー場のことも一緒に説明をさせます。

○議長（高橋八男君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） それでは、女川工業センターについて説明させていただきますが、使用者の負担は幾らにするかというのは、まだ決めておりません。今、火災保険の関係でのやりとりをしておりまして、全国町村の公共施設のための保険に入っておりますので、先般はその評価に来ていただきました。そういうことで、それらがみんなそろった時点でどんなふうにするかということ判断したいということで、とりあえず現在の予算は建物と付随する小屋、それから立木がありますけれども、それを処分するということがあります。隣接する家から炭が飛んでくるとか、いろいろそういった申し出もありますので、解体だけを早くやりたいということで、その先のことはこれから話をさせていただきます。

火災保険が幾らになるかわかりませんが、使用者に負担してもらう場合は保険からその分は引かれるということを知っておりますので、どんなふうに決めていったらいいかというのは全ての材料がそろってから判断をするということにしております。

それから、わかぶな高原について、確かに去年は2月、風があったり、ちょうど土日、営業できなかったことがあって、大変だったというふうには聞いておりますが、今回追加融資させていただきますのは、このたび当初予算でスキー場の外壁を改修いたしました。それに合わせて内部も少し、わかぶな高原で所管する部分についてお客が入りやすいように、あるいはお客の目につくように、少し模様変えをしたいといったことも含めての融資でありますので、間違いなく年度内に返還されるものというふうに思っております。

以上であります。

○議長（高橋八男君） 6番。

○6番（伝 信男君） そうすれば、今まで補助金として500万円以上補助してきたんですけれども、それも含めての700万か。

○議長（高橋八男君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） 今年度は補助はしておりませんので、あくまで貸付金でありますから、年度内に貸して年度内に返ってくるという、そのものであります。

○議長（高橋八男君） 12番。

○12番（渡辺健作君） 15ページの児童福祉費の負担金補助、これ200万となっておりますが、先ほどの説明では1人だということでございますけれども、国からの補助があって、その差額が200万円……。もう一回、ちょっと詳しく説明していただきたいんですけれども。

○議長（高橋八男君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中東正子君） 総額が200万円で、国のほうから100万円、県が50万円、村が残り50万円と、そういうふうになっております。

そちらのほうに杏園のほうに事業所のほうにお支払いする。それで、国のほうから後で100万円、

県のほうから50万円をいただくということになっています。

村上市の猿沢地内の……保育料ですか。保育料につきましては、恐らくそちらの、ちょっとその辺確認させていただきたいと思います。

○議長（高橋八男君） ほかにありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） これで質疑を終わります。
次に、議案第50号の質疑を許します。質疑はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。
次に、議案第51号の質疑を許します。質疑はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。
次に、議案第52号の質疑を許します。質疑はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） これで質疑を終わります。
次に、議案第53号の質疑を許します。質疑はありませんか。11番、近さん。

○11番（近 良平君） 3号井、どういう工事になるんですか。例えば、掘り直しではないですね。
例えば揚湯管を取りかえるとか、もう一回掃除するとか、どういう工事でしょうか。

○議長（高橋八男君） 村長。
○村長（平田大六君） 担当課長に説明をさせます。

○議長（高橋八男君） 農林観光課長。
○農林観光課長（伊藤 隆君） ご説明させていただきます。

基本的にはポンプの入れかえが中心になっております。あとポンプを能力アップするものですが、既設のよりも大きなものを入れるものですから、付随する施設も変わってくるということでございます。

○議長（高橋八男君） 11番。
○11番（近 良平君） たしかあの3号井は100ミリくらいのパイプで温泉揚げているんじゃないんですか。それで、一番最初は丘ポンプで、その後で100ミリ中に入る水中ポンプが開発されたということで、水中ポンプに取りかえたというふうに私は覚えています、やっぱり水中ポンプなんですかね。細い水中パイプってえらく高いんですよ、たしか。

○議長（高橋八男君） 農林観光課長。
○農林観光課長（伊藤 隆君） 丘ポンプになるか、水中ポンプになるか、ちょっと後で確認させて

ください。

○議長（高橋八男君） ほかにありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第49号は産業建設常任委員会、議案第50号から議案第52号までは所管であります総務厚生常任委員会へ、議案第53号については所管であります産業建設常任委員会へ、会議規則第39条第1項の規定により付託します。

日程第15、議案第54号 財産の取得について

○議長（高橋八男君） 日程第15、議案第54号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第54号 財産の取得についてであります。

提案理由を申し上げます。

取得する財産は、凍結防止剤散布車1台であります。去る5月28日に指名競争による入札を執行し、株式会社日の出自動車1,670万円で落札いたしました。それに消費税を加えた1,803万6,000円で仮契約を締結しております。予定価格に対する落札率は89.7%でありました。予定価格が700万円を超えておりますので、関川村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例によりまして、議会の議決をお願いするものであります。

なお、指名いたしました業者は、株式会社日の出自動車のほかに、株式会社KCMJ新潟営業所、英和株式会社新潟営業所の3社であります。

よろしく申し上げます。

○議長（高橋八男君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第54号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第54号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第54号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第55号 財産の取得について

○議長（高橋八男君） 日程第16、議案第55号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） 議案第55号 財産の取得についてであります。

提案理由を申し上げます。

取得する財産は、スクールバス1台であります。国の制度であります社会資本整備総合交付金を活用した購入でありまして、去る6月8日に指名競争による入札を執行し、株式会社須貝モーターズが670万円で落札しております。それに消費税を加えて723万6,000円で仮契約を締結しております。予定価格に対する落札率は95.2%でありました。村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

なお、指名いたしました業者は、村内の5つの業者であります。よろしく願います。

○議長（高橋八男君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。11番、近さん。

○11番（近 良平君） これは2Wで2駆というふうになっているけれども、普通バスというのは大体2輪駆動なものですか。4輪駆動ではないんですか。

○議長（高橋八男君） 教育課長。

○教育課長（稲家 誠君） 要はマイクロバスなんですけれども、昔は4輪駆動のバスが結構ありました。5年くらい前に三菱ふそうのバスを最後に、今現在4輪駆動のマイクロバスは生産しておりません。したがって、今は全部2輪駆動という状況になっています。

○議長（高橋八男君） ほかにありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第55号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。本案について原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第55号 財産の取得については原案のとおり可決されました。

日程第17、発議案第1号 関川村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

○議長（高橋八男君） 日程第17、発議案第1号 関川村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の趣旨説明を求めます。近 良平さん。

○11番（近 良平君） 発議案第1号 関川村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例 関川村議会会議規則第14条第1項の規定により、上記議案を提出する。

平成27年6月11日

提出者 関川村議会議員 近 良平

賛成者 関川村議会議員 佐藤友之

関川村議会議長 高橋八男様

1枚めくってください。新旧対照表がありますが、関川村議会の定数を定める条例の一部を改正する条例ということで、現員12人のところを10人にするという趣旨でありまして、これから説明をいたします。

提案理由を説明いたします。

現在の定員12名を議決したのが平成15年です。平成19年と平成23年の選挙が12名で実施されました。委員会の構成等を考えると、これ以上は難しいところまで議員数の削減に取り組んできたわけです。私が議員になってから28年たちますが、その間、3回の定数削減が行われました。合併せず自立を決意したときから、いやそれ以前から当議会は財政面を考えて定数の削減に取り組んできたのです。

財政の健全化と行政の効率化は終わることのない課題であり、いつまでも前向きに取り組まなければなりません。委員会の構成は9人、8人、7人、そして今は6人です。定数を10人にした場合、

委員会は5人、委員長を除くと4人で採決することになります。もし1人何かの理由で欠席すると3人、2人の賛成で委員会可決ができることになります。10人なのだから6人だろうと思われませんが、実は3人、場合によっては2人で決まってしまう場合もある。ここに減員できない大きな理由がありました。

しかし、地方自治法の改正で、2006年ですが、複数の委員会に所属できるようになっていました。つまり定数を削減しても委員会条例をそのままにすることによって、現在の員数を維持することができます。2人の議員が両方の委員を兼ねればいい。もしくは委員会の定数をふやすこともできます。両委員会とも8人にもすることができます。そうすれば、もし2人減らしたとしても、実際の効果としては6人ふやしたと同じになります。6人ふやしたと同じ効果を得ることができるのです。委員会条例をちょっと変えれば。

また、議会自体の効率化と活性化についても、削減は大きな効果が期待できます。行政の電子化によって、例規集も紙でなくなりました。我々の手元には現在例規集がありません。定数を削減することにより生み出す財源で、議会の電子化を進めることができます。議員の活動費を増額して、もっといろいろな情報を収集できるようにもなります。

28年前には、行政視察ももっと盛んに行っていましたが、経費節減の観点から縮小してきたのです。余談ではありますが、今回のバイオマス発電事業も議会が森林の有効活用というテーマのもとに継続的に視察を重ねた成果だと、個人的には考えています。議会としてさまざまな情報を発信していくことにより、賛同してくれる企業や個人が関川村に目を向けてくれます。とはいっても、ただ単に活動費を増額したのでは、村民の皆様の理解は得られないのではないのでしょうか。定数を削減し、議会自体が身を削って財源を絞り出すのであれば、何とか理解してもらえるものと考えます。ただ単に定数を削減するのではなく、活発な議会に発展させるための手段であることをお認めいただき、ぜひともこの提案にご賛同賜りますよう、同僚議員各位にお願い申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（高橋八男君）　これで趣旨説明を終わります。

これより質疑を行います。

発議案第1号の質疑を許します。質疑はありませんか。9番、渡辺さん。

○9番（渡辺秀雄君）　定数削減については私も賛成なんです、村議会選挙を来月1カ月後に控えて、村民とか、あるいは立候補予定者がほとんど知らない、この定数削減については知らないわけですが、それにて立候補を表明している人もおります。そういうことで、削減については先ほど言いましたように賛成なんです、時期を来月1カ月後じゃなくて、次の31年の時点で4年後には定数を減らしていくという形が一番いいかと思うんですが。

○11番（近 良平君） それは質問ですか。

○9番（渡辺秀雄君） 質問というか、時期をずらしていくということです。

○11番（近 良平君） 私は時期をずらす必要はないと思うし、時期をずらしては何の効果もないと思います。4年間も待てないじゃないですか。年間で500万円の削減ができるんです。4年間で1,600万円、すぐにやれば1,600万円削減できる。議会もすぐ4年間活性化できる。なぜ4年間待たなきゃならないのか、ということが私の考え方です。

それと、なぜ今なのかというのは、実は皆さん、残念ながらうちは10人で1年間やってきました。3月でちょうど1年になったわけですね。その結果、1年間の間を見ても、別に支障はなかったし、問題もなかったんですね。私は本当は非常に不安だった。12人から10人になったときに、2人減ってできるのかなと。でも、実際に我々は10人でやってきましたし、うまくいきました。ですから、まさに1年間の我々試行期間を経て実現できるかなと、そういうふうにしたわけなんです。

あと実はこの前のバイオマスの説明会も、私はこれを出すのに非常に関係があります。あの中で私は出席はしていませんが、雰囲気を知っていると、やはり議会に対する批判、説明が遅いと。今、議会基本条例を持っているところは、説明責任は議会がしているんですね。行政じゃないんです。要するに、理事者側が説明するのではなくて、おれたちはなぜそれに賛成したのか、なぜそれを決定したのかという説明を村民にしています。ということは、この前の説明会は本来議会がすべきだった。我々がおくれたために、村民の皆さんに非常に不安を与えた。きちんと議会が説明するべきだったんですね。村としてやるのもいいでしょう。ただし、決定したのはあくまでも我々です。その決定責任が我々にあるわけです。それに対して、やはり真摯に捉えなければならない。

その責任を感じる中で、やはり議会を活性化していく。そのために予算を捻出しながら、いろいろな勉強もできるような仕組みにしたい。それが今回急ぐ理由です。

以上です。

○議長（高橋八男君） 9番。

○9番（渡辺秀雄君） その執行時期ですけれども、4年後というのは私は今回の7月に、来月選挙を控えて、先ほど言ったような理由でちょっと難しいなと思うんですが、であれば例えば半年前から発議をして、そのくらいの余裕を持ってもいけたんじゃないかと思うんですが、これについてはどうですか。

○11番（近 良平君） 渡辺さんも議員ですから恐らくご存じだと思いますが、選挙運動というのは告示してからしかできません。今やっているのはあくまでも準備活動だから、もし選挙運動したらこれは違反です。ということは、告示してから知ったって問題ないわけですよね。何でそのためにわざわざ何年も前に教えておかなければならないのか。選挙運動は、何回も言いますが、告示してからしかできないんです。そうすれば、我々も含めて同じ、公平です。別に周知する必要はない。

何回も言いますが、告示してからしか選挙運動はできません。そういうことなんです。

○議長（高橋八男君） ほかにありませんか。7番、平田さん。

○7番（平田ゆかり君） 例えば仕事内容と報酬がつり合っているのかとか、その報酬を減らして、または現状を維持するとか、あるいはふやす方向とか、定数についてはいろいろその報酬と兼ね合わせていろいろな方法を考えた上でのことなのかということと。

それから、近議員と佐藤議員がこちらに名前が出ていますけれども、お二人は地元とか自分に対する支持者の皆さんとか、さまざまな方からどんなふうに定数削減についての意見をいただいているのか、その辺についてお聞かせください。

○11番（近 良平君） 佐藤議員はどういうふうにして情報を収集したか私は知りませんが、私としては今まで長いこと議員をしている中で、実は20年前、2回目か3回目の選挙の私の公約は、関川村の議会は10人だと、それがようやく今20年たって、かなうかかなわないかの人数まで来たわけですね。そのときはどういう根拠かと、そこまで聞かれましたか、情報ですね、大体何か言われるときは、何で関川村の議会は隣も10人になってるのに10人にしないの、ということはよく聞きました。ただ、それはさっきも言いましたように、委員会運営の不安と、議会運営が本当にちゃんとできるのか、その不安がなくなったのは1年間の試行期間ということは何回も言っていますが、そのとおりなんです。

ふだんどういうふうにして情報収集しているか、今回について私は情報は収集していません。あくまでも自分で結論を出して、10人だということを20年ぶりに思い出したというか、そんな感じでやっていますが、ただ普通の雑談の中では10人でいいよというのは何回もあちこちで聞いています。以上です。いいでしょうか。

○議長（高橋八男君） 7番、平田さん。

○7番（平田ゆかり君） であれば、ちょっと議論したりする時間が短過ぎるかなというのが私の意見なんですけれども、住民が求めるのは議会の活性化であったり、議員の質の高さであったりだと思うんですね。ですから、今ここで次の選挙に間に合わせなくても、12人そろったところで例えば住民に説明会を行う、もっと議会を活性化して議会を透明化して、住民の皆さんにわかってもらう努力をした上で、12人そろった上で次の選挙で10人に減らすのはどうかなというふうに思うのですが、もう少し住民に開かれた議会をつくっていくという上で、考えてみる余地はありませんか。

○11番（近 良平君） どうでしょうかね、自分のことは自分でまずやらなければならない。議員はまず、定数というのは自分のことだ。それをまず自分で決められないのかということですね。私はそれまで第三者に任せて、私たちどうしていいんですかと聞かなきゃならないんじゃないですか。我々長いこと考えて、常に定数のこと頭に入っているわけです、議員ですから。

ですから、今の人数でいいのか、今の報酬でいいのか、今の活動でいいのかということは常に考

えていなければならない。その結論の一つがこれなんです。それでいいでしょうかね。

○議長（高橋八男君） 7番。

○7番（平田ゆかり君） もう一つだけお願いします。議員定数を減らすと、若い方であるとか、これから立候補したいという人たちの間口を狭めていくことになると思うんですね。特に女性議員は生まれにくい、出にくいかなというふうに思うんですが、その辺はどう思われますか。

○11番（近 良平君） 私は違うと思います。何でもかという、定数が余計で、はっきり言えば得票の少ない感じでいい場合は、もっと出にくくなります。地縁血縁というのは立派にある。それを減らすことによって、枠を超えた判断ができます。要するに、村全体の判断をすることによって自由に選抜していく。少ないと、やはりうちの親戚だからいいや、そういう選挙ができるんですね。もう10人になればできません。本当に村全体のことを考えて、私は誰にしてもらいたいなど、そういう選択に、選択行動が変わっていくと私は思っています。ですから、その点に関しては問題ないと思っています。

○11番（近 良平君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） これで質疑を終わります。どうもご苦労さまでした。

ただいま議題となっています発議案第1号については、委員定数9人の議員定数条例審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。

したがって、発議案第1号は議員定数条例審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午後2時08分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（高橋八男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。ただいま設置されました議員定数条例審査特別委員会の委員については、委員会条例第5条第2項の規定により、ただいま配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋八男君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員定数条例審査特別委員会の委員は、別紙名簿のとおり選任することに決定しま

した。

しばらく休憩いたします。

午後2時11分 休 憩

午後2時17分 再 開

○議長（高橋八男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は6月17日、午後3時から開会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後2時18分 散 会